

料金の徴収業務を一部委託

高齢者世帯へ 水道設備を無料で点検

料金徴収業務の一部委託

水道局は、事務経費の削減を図り、より柔軟で適切な対応をめざして、今年4月1日から水道料金、水道使用料などの徴収業務の一部と、土曜日・日曜日・祝祭日の引越し等による

中止の料金清算業務を株式会社新都市サービスセンター(西宮市榑塚町1番14号・光栄ビル3階 ☎0798・39・0657)に委託しています(左図参照)。なお、(株)新都市サービスセンターの社員が水道料金などの徴収業務を行うときは、水道局が発行した身分

証明書(顔写真入り)を携帯していただきますので、ご不審な点がございましたら、提示を求めてください。問い合わせは水道局業務課 ☎0798・32・2210へ。

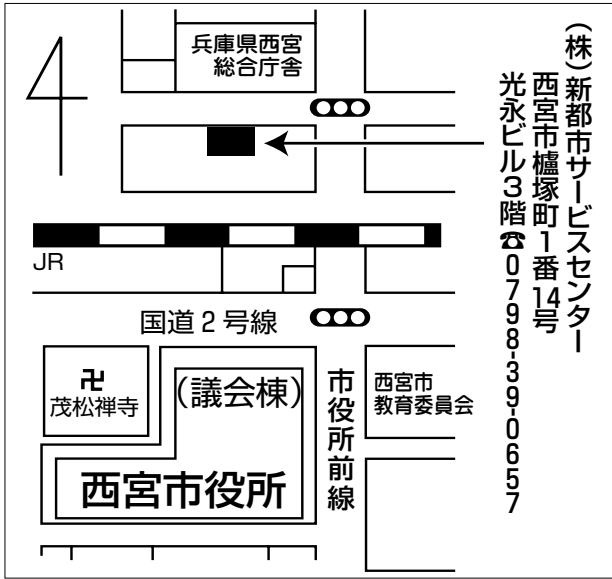
水道局職員が

点検に訪問

水道局は、6月の水道週間行事の一環として、高齢者世帯を対象に、水道設備(給水装置)の無料点検を実施します。

対象となる世帯は、JR神戸線以南の地域にお住まいの65歳以上の夫婦のみの世帯や一人暮らしの世帯です。

無料点検の内容は、水道局の職員が対象となる世帯を訪問し、水道設備の漏水の有無の確認や蛇口のパッキン漏れがあった場合のパッキン取り替えを無料で行います。(湯水混合栓など



水質検査を口実に各家庭を訪れ、水道水が試験薬で黄色に変色したのを見せて、汚染されているかのように説明し、浄水器の購入を強引に勧誘する業者に対する苦情が水道局に寄せられています。水道水には国の基準で衛生上必要とされる塩素が入っており、この試験薬はおそ

浄水器の強引な販売にご注意!

らく水道水に含まれる消毒用の残留塩素を調べる試験薬で、黄色に変色するのは安全の印です。

水道局では日頃より厳重な水質管理のもと市民の皆さまに安心して飲んでいただける安全な水道水をお届けしており、浄水器等の販売やあっせんは一切していませんので、十分にご注意下さい。

水資源を守るため 漏水調査を実施 南部地域で水圧も測定

水道局では、配水管などからの漏水により、貴重な水が失われるのを防ぐため定期的に漏水調査を行っています。調査は、水道局が委託した専門会社の調査員が、道路や各家庭のメーター付近を特殊な漏水探知機等を使って行います。

調査により、各家庭のメーター付近で漏水が見つかった場合、水道局の職員が修繕方法などのご相談に応じます。なお、平成15年度から、水質基準の規制が強化される見込みであり、鉛管の使用状況調査も併せて行います。

石けんを使い 水源を守ろう

測定は、道路の消火栓に水圧記録計を設置して行います。また、平成12年度から実施している「直結増圧給水」(3階建以上の建物に、受水槽を経由せず加圧ポンプで給水する方法)の参考とするため、市内各所の水圧測定を行います。

調査は、平成15年度から、水質基準の規制が強化される見込みであり、鉛管の使用状況調査も併せて行います。



漏水の音聴調査作業

水道局では対応できないものは除きます。

水道局の職員が訪問する場合には、身分証明書を掲示します。

実施時期は、6月1日から1ヶ月間を予定しています。なお、JR神戸線以北の

朝一番の水は飲み水以外に

朝一番や旅行などで長い間家を留守にされたときの最初の水は、各家庭の水道管に長時間溜まったままになっています。

このような水は、消毒用塩素の濃度が低くなつていたり、水道管に鉛管が使われているご家庭では、鉛が

溶けだしたりすることがあります。通常のご使用状態では問題がありませんが、こうしたときの最初の水は、念のため、バケツ一杯ぐらい、トイレや洗たくなどの飲み水以外の用途にお使い下さい。

水道モニターを募集

受付は5月18日(金)まで

水道局は、水道事業について市民の皆様にご理解を深めていただくとともに、ご意見を事業に反映させるため、水道モニターを募集します。

①募集人数：30名(応募多数の場合は抽選) ②対象：市内在住の満20歳以上で、平日開催の会議などに参加できる方。ただし、前回までの経験者は不可。 ③活動期間・回数：本年6月から平成14年3月末までの間の4回程度。

④活動内容：モニター会議、水道施設見学等、おおよね半日程度。 ⑤謝礼：会議等出席1回毎に2000円(交通費別途支給)。 ⑥応募方法：5月18日(金)までに水道局(本局・各出張所)各支所、公民館などの窓口備え付けの応募用紙に必要事項を記載し、水道局庶務課へ郵送(同日消印有効)もしくは直接ご持参下さい。問い合わせは水道局庶務課 ☎0798・32209へ。

生活保護受給家庭など 基本料金を免除 上・下水道の基本料金を、生活保護受給家庭などを対象に免除する制度があります。

水道工費の 貸付・助成

水道管が古くなって赤水が出たり、水の出が悪くな

ごまごま

つた給水装置の改善の促進を図るため、次のような工事費の貸付や助成制度があります。

▼工事費の貸付 水道の改造工事(赤水や出水不良等)を対象に30万円以内で融資します。

▼工事費の助成 水道の引き込み管が鋼管や鉛管などで材質が古くなって赤水が出たり、水の出が悪くなった、口径25mm以下の場合、本管の分岐ヶ所から敷地内に設置する止水栓までの改造工事費の50%を水道局が助成します。

問い合わせは水道局給水装置課 ☎0798・322・2300へ。

斑状歯検診・治療 希望者は連絡を

水道局では、斑状歯の認定検診の受付を行っています。すでに検診を受けた方でも未検診の歯があれば受診できます。希望者は連絡してください。対象となる人や治療方法には一定の基準があります。すでに斑状歯手帳をお持ちの方は、希望するときにいつでも治療を受けることができます。

問い合わせは水道局庶務課 ☎0798・322・2201へ。